



平成27年8月25日（火）岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
消防課	消防係	金山 純一郎	県庁内線2471 直通 058-272-1122 F ax 058-278-2549

救急救命士の処置範囲が県内15消防本部で拡大されます

平成26年1月31日に公布され、同年4月1日から施行された「救急救命士法施行規則の一部を改正する省令」により、救急救命士の行う救命処置の範囲が拡大されました。

県内では、本年4月から可茂消防事務組合消防本部で、6月から多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市の各消防本部で運用されておりましたが、9月1日から新たに県内15消防本部で運用を開始することとなりましたのでお知らせします。

1 救急救命士の処置範囲拡大について

必要な追加講習及び実技試験を修了し、岐阜県メディカルコントロール協議会*から認定された救急救命士は、災害拠点病院（12病院）の医師による具体的な指示の下で、心肺機能停止前の重度傷病者に対して次の救急救命処置を行うことが可能となります。

(1) 静脈路確保および輸液

血圧が低下して、心臓が停止する危険性があるショック状態の人や、長時間にわたり狭い空間や機械等に身体が挟まれていた人に対して点滴を行います。

(2) 血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与

低血糖性の意識障害の可能性のある人に対して血糖測定を行い、低血糖が確認された場合にはブドウ糖溶液を投与します。

(期待される効果)

これまで、救急救命士が医師の具体的な指示を受けて行うことができる処置は、心肺機能停止後の傷病者に対する処置に限られていましたが、心肺機能停止前の重度傷病者に対して救急現場や救急車内等で早期に処置を行うことで、重症化の軽減及び救命効果の向上につながることを期待されます。

【岐阜県メディカルコントロール協議会】

岐阜県メディカルコントロール協議会（会長 とみたえいち 富田栄一）は、救急救命士に対する指示体制、救急活動の事後検証及び救急隊員の教育の充実等に取り組んでおり、県内5地域（岐阜・西濃・中濃・東濃・飛騨）に地域協議会があります。

9月1日より運用を開始する消防本部

岐阜	岐阜市消防本部、羽島市消防本部、各務原市消防本部、山県市消防本部、 本巣消防事務組合消防本部、羽島郡広域連合消防本部 (計6本部)
西濃	海津市消防本部、養老町消防本部、不破消防組合消防本部、 揖斐郡消防組合消防本部、大垣消防組合消防本部 (計5本部)
中濃	郡上市消防本部、中濃消防組合消防本部 (計2本部)
飛騨	高山市消防本部、飛騨市消防本部 (計2本部)
計	15本部

2 岐阜地域における救急救命士処置範囲拡大認定証交付式の開催

岐阜地域の6消防本部においては、今回認定する救急救命士に対し、合同で認定証交付式を行います。

- (1) 日時 平成27年8月27日(木) 10時30分～10時50分
- (2) 場所 地方独立行政法人 岐阜県総合医療センター情報交流棟3階大会議室
(岐阜市野^の一色^{いっしき}4-6-1、代表電話番号：058-246-1111)
- (3) 出席者 ・岐阜地域メディカルコントロール協議会会長 ^{たみやひろし}滝谷博志
(岐阜県総合医療センター理事長兼院長)
・認定された救急救命士11名(別紙参照)